

(目的)

第1条 この要綱は、不妊に悩む夫婦が負担する一般不妊治療又は不育治療に要する費用の一部を助成することで、経済的負担の軽減を図り、少子化対策の充実に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般不妊治療 不妊検査（不妊を診断するための検査及び不妊治療の効果を確認するための検査を含む。）並びに体外受精及び顕微授精以外の方法による不妊治療をいう。
- (2) 不育治療 不育症（妊娠はするものの、流産、死産又は生後1週間以内に死亡する早期新生児死亡を2回以上繰り返す症状をいう。以下同じ。）の原因疾患に対して国内の医療機関で行われる薬物療法、手術療法などをいう。
- (3) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。
 - ア 健康保険法(大正11年法律第70号)
 - イ 船員保険法(昭和14年法律第73号)
 - ウ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
 - エ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
 - オ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
 - カ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
- (4) 保険者 医療保険各法に規定する保険者をいう。
- (5) 被保険者等 医療保険各法に規定する被保険者若しくは組合員又は被扶養者をいう。
- (6) 本人負担額 一般不妊治療又は不育治療について医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、被保険者若しくは組合員又は被扶養者が負担すべき額(当該医療費に対する他の法令に基づく給付及び附加給付金がある場合はその額を控除するものとし、かつ、医療保険各法の規定による入院時食事療養に係る療養を受ける者については、当該入院時食事療養費の給付に関するこれらの法律に規定する標準負担額を除く。)をいう。

(助成の対象者)

第3条 この要綱により助成金の交付を受けることができる者は、申請日において次の各号に掲げるすべての要件を備えなければならない。

- (1) 戸籍法(昭和22年法律第224号)による婚姻の届出をしている者
- (2) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき、夫婦の両方又はいずれか一方が五條市の住民基本台帳に登録されていること
- (3) 産科、婦人科、産婦人科又は泌尿器科を標榜する医療機関において、不妊症又は不育症と診断され治療を受けている者

- (4) 医療保険各法の規定に基づく被保険者若しくは組合員又は被扶養者
- (5) 夫婦の前年の所得金額(1月から5月までの間に申請する場合は前々年の所得とする。)の合計が730万円未満である者。ただし、所得の範囲については、児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第2条を、また所得の計算方法については、児童手当法施行令第3条を準用するものとする。
- (6) 市税を滞納していない世帯に属する者
(対象となる治療)

第4条 助成の対象となる治療は、医療機関において受けた一般不妊治療又は不育治療とし、その範囲は次のとおりとする。

- (1) 医療保険各法に規定する療養の給付が適用となる一般不妊治療又は不育治療
- (2) 医療保険各法が適用されない一般不妊治療又は不育治療。ただし、夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供による不妊治療若しくは代理母による治療法は、対象としない。

2 前項の助成の対象となる不妊症又は不育症の診断のための検査及び治療効果を確認するための検査を含む。

(助成内容)

第5条 助成金及び助成期間については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 助成金の交付は、1年度に1回で、一般不妊治療費助成または不育治療費助成のいずれか一方のみとする。
- (2) 助成金の額は、1組の夫婦に対して治療に要した自己負担額の範囲内とし、一般不妊治療又は不育治療それぞれ1年度につき7万円を上限とする。
- (3) 助成期間は、一般不妊治療又は不育治療を開始した月の属する年度から起算して5年間とする。

2 夫婦のどちらか一方が、他市町村において申請日の属する年度内に同種の助成を受けている場合は助成しないものとする。

3 夫婦が市から転出した場合、転出した日までに受けた一般不妊治療又は不育治療の費用を助成するものとする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、五條市一般不妊治療・不育治療費助成金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)により、次の各号のすべての書類を添付し、年度の末日までに、市長に提出しなければならない。ただし、第3号及び第4号の書類は五條市一般不妊治療・不育治療費助成金交付申請に関する同意書(様式第2号)に基づき公簿等により市で確認できる場合は省略できるものとする。

- (1) 一般不妊治療・不育治療受診等証明書(様式第3号)
- (2) 一般不妊治療又は不育治療に係る領収書
- (3) 法律上の婚姻の届け出をしている夫婦であることを証明する書類
- (4) 住所地を証明する書類
- (5) 夫婦の前年の所得状況及び市税の納付を証明する書類
- (6) 被保険者等であることを証明する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、内容を審査し、助成金の交付について可否を決定し、五條市一般不妊治療・不育治療費助成金交付決定通知書(様式第4号)又は五條市一般不妊治療・不育治療費助成金不交付決定通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、助成金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(助成金の交付請求)

第8条 前条の通知を受けた者が、助成金の交付を受けるときは、五條市一般不妊治療・不育治療費助成金交付請求書(様式第6号)を、市長に提出しなければならない。

(指示及び検査)

第9条 市長は、助成金の交付を受けた者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(助成金の返還等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又はすでに交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第7条後段の規定により市長が付した条件に違反したとき。
- (2) 前条に規定する指示に従わなかったとき、又は検査を拒み、若しくは妨げたとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により、助成金の交付を受けたとき。

(個人情報の保護)

第11条 本事業に当たっては、個人情報の取り扱いに十分留意するとともに、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、五條市個人情報保護条例(平成15年9月五條市条例第21号)その他関係法令等の趣旨に従い、適切にこれを行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

五條市一般不妊治療・不育治療費助成金交付申請書

年 月 日

五條市長 様

申 請 者
住 所
氏 名
電 話 番 号

印

関係書類を添えて、下記のとおり一般不妊治療・不育治療費の助成を申請します。
(現在、他の市町村等で同種の助成を受けている場合は、助成できません。)

記

対 象 者	(ふりがな) 夫氏名		生年月日 年 月 日生(歳)
	(ふりがな) 妻氏名		生年月日 年 月 日生(歳)
	住所(※1) 夫婦の住所	郵便番号 電話	
	住所(※2) 夫・妻	郵便番号 電話	
	加入医療保険 (夫)	[種別] 市町村国保・組回国保・健保・共済・その他() [保険者番号] () [区分] 本人・被扶養者	
	加入医療保険 (妻)	[種別] 市町村国保・組回国保・健保・共済・その他() [保険者番号] () [区分] 本人・被扶養者	

過去にこの助成を受けたことがありますか。
ない・ある → 過去()回受けた。()年()月頃
助成金を受けた自治体は()市町村・その他()

太枠内に御記入ください。

※1：夫婦の住所を記入。※2：単身赴任等で夫と妻の住所が異なる場合に記入。

添付資料)次に掲げる書類を添えて、市長に提出する。ただし③④は、五條市一般不妊治療・不育治療費助成金交付申請に関する同意書(様式第2号)の記入があり、公簿等により市で確認できる場合は、省略できるものとする。

- ①一般不妊治療・不育治療受診等証明書
- ②一般不妊治療・不育治療に係る領収書
- ③法律上の婚姻の届け出をしている夫婦であることを証明する書類
- ④住所地を証明する書類
- ⑤夫婦の前年の所得状況及び市税の納付を証明する書類
- ⑥被保険者等であることを証明する書類

申請受理年月日		決定年月日		決定内容	承認・不承認
受給者番号		決定額		円	

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

五條市一般不妊治療・不育治療費助成金交付申請に関する同意書

五條市長 様

対 象 者

本籍地

申請者

氏 名

印

五條市一般不妊治療・不育治療費助成金に係る下記の事項について、同意します。

記

1. 助成金交付の審査のための必要事項の閲覧について

- (1) 住民基本台帳(本市内に住所を有することの確認のため。)
- (2) 戸籍(法律上の婚姻の届け出をしている夫婦であることの確認のため。)

<個人情報保護についての説明>

五條市は、五條市個人情報保護条例（平成15年9月五條市条例第21号）を遵守し、この事業で知り得た情報について、申請者のプライバシーには十分配慮し、秘密保持を厳守するとともに、情報の取扱いには十分留意します。

様式第4号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

五 條 市 長

五條市一般不妊治療・不育治療費助成金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のありました五條市一般不妊治療・不育治療費助成金について、下記の金額を交付することを決定したので、通知します。

記

受給者番号(決定番号) ()

助成額 金	円
-------	---

様式第5号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

五 條 市 長

五條市一般不妊治療・不育治療費助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました五條市一般不妊治療・不育治療費助成金については、下記の理由により不交付と決定したので、通知します。

記

(理 由)

(教示) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、五條市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、五條市を被告として(訴訟において五條市を代表する者は五條市長となります。)、処分の取り消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第6号(第8条関係)

決定番号()

五條市一般不妊治療・不育治療費助成金交付請求書

年 月 日

五條市長 様

金 円

請 求 者

住 所

氏 名

電話番号

印

五條市一般不妊治療・不育治療費助成金の交付を請求します。

振 込 先	金融機関名		銀行 金庫 農協 ()	本店 支店 出張所	店 番	
	預 金 種 別	普通(総合) 当座	(ふりがな)			
	口座番号 (左詰めで御記入ください。)		口座名義人			

注) 振込先の名義人が請求者と異なる場合は、裏面にある委任状を御記入ください。

